



NO. 822  
 発行  
 2014年  
 6月25日  
 国鉄労働組合  
 新潟地方本部  
 発行責任者  
 上石 昌彦  
 編集責任者  
 教 宣 部

# 社員の労苦に応えるべきだ

## 貨物会社 第3回夏季手当交渉

国労本部は6月6日第3回、貨物会社に対して、「2014年度夏季手当に関する要求」に基づく団体交渉を行いました。会社の現時点の考え方を受けて主な交渉経過です。（国労本部電送より）

●国労く現時点の考え方として会社が言っている、「前年度支給実績を基本として・・・」は、今、交渉の場においては、馴染まないので撤回を求めたい。



○会社く会社としては、尺度的な要素を見るときに、前年度実績をひとつの尺度として考えているので、「前年度実績を基本・・・」撤回できない。

料など持ち出し一方的に年間2・0ヶ月分とした。経済状況もデフレ基調の中で、そのような数値が出てきたものであり、極めて、イレギュラー的な回答であった。しかしながら、現在の経済状況や生活実態を考えたときに昨年と同様の数値を持ち出したときに、もの言いは誤りであり繰り返しとなるが撤回を求める。

●国労く昨年の夏季手当は、支給額1・1ヶ月分の低額回答となった。結果として住宅ローンの返済も滞るばかりか、不足を補う為に新たに借り入れをするなどの実態もあった。この間の生活給については、交渉経緯として年間、3・0ヶ月分としていたが、昨年の年末手当の場面で、リサーチ会社の資

○会社くこれまでの交渉においても、前年度の支給実績の数値を尺度として置いてきたことから撤回できない。



●国労く昨年、年末手当の交渉の冒頭で、会社から夏季手当交渉時に混乱を招いたことについて謝罪的な発言があった。本日の物の言い方についても、この間の交渉を反故にしているのに等しいのではないかと、尺度の考え方を改めるべきではないか。

○会社く「その数字が全てである」とは言っていない。事実として、その数字があり会社としては、引当金として予算化している。スタートラインを何処にもつか、目安として昨年の数字からスタートとなる。

●国労くこの間、会社は、生活給について年間3・0ヶ月と主張してきた。確かに、経済状況など踏まえ生活給の考え方の変化も1ヶ月1・5ヶ月など考え方も出されているが、貨物会社は、3・0ヶ月分としていたものを昨年の年末手当の場で、議論もせず2・0ヶ月分を年間生活給とした。生活給の面から見れば、現在が良い悪いは別として、アベノミクス効果で景気が改善してきた。しかし消費税増税や物価の高騰などから考えると昨年実績を物差しとする考え方はおかしいのではないかと。

○会社く様々な状況なども踏まえ最終的に判断していく。昨年数値は、あくまで物差しと考える。

●国労く物差しが急に変わった、いかに場当たりの考え方でもように受け止めるがどうか。

○会社く会社として、その数値を固定化しているわけではない。

### 社員がどのように受け止めるか

●国労く過去には、「平成13年の1・5ヶ月分も下回らざるを得ない」との発言もあったが、昨年の決算は、1990年の74億円の経常利益依頼の好決算（34億円）となっている中で、その数値（1・1）をベースにスタート・・・では社員の落胆は大きいのではないかと。社員がどのように受け止めるのか真剣に考えたほうがいいのではないか。

○会社く「去年は異常な数値だった」という意見については受け止めるが、いずれにしても目安は必要で、昨年の数値について撤回することは考えていない。



(裏に続きます)

### JAL原告団がオルグ



JAL原告団がオルグに入ります。期間は6月30日から新潟で実施されます。7月5日に東京高裁不当判決に対する報告集会が開催されます。詳しい内容については後日「国鉄新潟」の紙面でお知らせします。

### 労苦に耐えるべきだ



●国労く会社の頑なな、その姿勢に対しては、強く抗議をしておきたい。決算は4年連続の黒字となり、昨年度は、1990年以来の好決算であった。中期経営計画の目標数値については否定するものではないが、一方で社員の生活は15年べアゼロや手当削減で疲弊している。社員の労苦に耐えるべきである。

○会社く会社の状況、昨年度の決算貴組側の主張等、総合的に考え、最終回答をおこなっていききたい。

●国労く本来ならば、昨年の決算34億円は、手当カット分、0・8ヶ月分で約16億円、下方修正した数字が18億円であり、まさに16億円は社員返し、18億円を以下に還元する、がではないか。今回、夏季手当に対して注目している事をしっかりと受け止めるべきだ。



### 人に対する投資も極めて重要だ

○会社く会社としても社員が注目していることは十分承知している。

●国労くこの間、目に余るような人件費削減の経営となっているが、発足以来4度目の高水準の決算となっている。人に対する投資も極めて重要である。この間の議論経過をしっかりと受け止め最終回答をするよう申し入れる。

○会社く次回最終回答に向けて、貴組の主張を踏まえ判断していききたいと考えている。

●国労く再度、要求趣旨に沿った経営判断を強く求めておく。

(国労本部団交速報より)



### 争議行為の正当性

争議行為の正当性については、争議行為を「労働関係の当事者が、その主張を貫徹することを目的として行う行為及びこれに対抗する行為であって、業務の正常な運営を阻害するものをいう」と定義しています。

(労働関係調整法7条)

争議行為を行う場合、業務の運営が阻害されることを予定していることが十分に考慮される必要があります。人の人命や身体を害したり、企業施設を破壊したりすることは、争議権の保障の範囲を超えています。

(労組法1条2但し書き)



### ストライキを実施するために講ずるべき手続き

ストライキを敢行しようとする場合、講ずるべき手続きがあります。

①ストライキ権く国鉄労働組合は定期全国大会でスト権確立一票投票を行っていますが、その根拠はく

●組合員の団結と総意の証しとして目的達成のためストライキを行うことを意思確認すること。すなわち団結のバロメーターです。

●国労の規約に基づき争議の状況に至った時、いつでもストライキが実行できることを確認することです。

(国労本部資料より)

### 知っておきたい



●憲法28条～勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

●労組法第8条～使用者は、同盟罷業その他の争議行為であって正当なものによって阻害を受けたことの故をもって、労働組合又はその組合員に対して賠償を請求することができない。

労調法第7条～この法律において争議行為とは、同盟罷業、作業所閉鎖その他労働関係の当事者が、その主張を貫徹することを目的として行う行為及びこれに対する行為であって、業務の正常な運営を阻害するものをいう。



国鉄新潟822号で年間30号を達成しました。内容的はまだまだです。とにかく発行させることができているホットしています。

組合員みなさんが読んでいただける紙面にしていきたくと考えています。組合員の皆さんからの記事投稿をよろしく願います。

貨物の夏季手当についての3回目の団体交渉が行われました。貨物労働者は連続ベースアップ0、手当の超低額回答で厳しい生活実態です。

住宅ローンのボーナス返済が払えない状況が続いています。職場からハガキ・FAX行動・チラシ配布など客・貨一体となった取り組みを強めていきましょう。

### 国鉄労働組合

